

市税事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第56号

市税事務所長委任規則の一部を改正する規則

市税事務所長委任規則（平成22年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「、軽自動車税の環境性能割」を削り、本則第2号中「（軽自動車税の環境性能割を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。